

入札監理小委員会における審議の結果報告

就労条件総合調査

厚生労働省所管の就労条件総合調査に係る業務については、第63回官民競争入札等監理委員会（平成22年8月4日開催）において、平成23年9月から2年7ヵ月間の契約により、民間競争入札の落札者による事業を実施する計画（案）が了承されたところである。

これに基づいて厚生労働省から提出された実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果（主な論点と対応）を以下のとおり報告する。

○ 業務の内容について

【論点】

平成22年8月に確定した事業の評価を踏まえ、調査対象企業の区分等に応じた協力依頼、督促等の工夫が可能となるよう、受託事業者に対し調査対象企業の情報をどのように提供するのか。

【対応】

調査票の提出状況や新規対象企業、企業規模等の調査対象企業の情報について、「調査対象企業名簿」等により、契約後、受託事業者に提供することとする。

○ サービスの質（要求水準）について（実施要項12、13頁）

【論点】

有効回答率の目標については、現行事業と同様に、国が実施した平成17年から20年の実績値により設定されているが、民間事業者が実施した21年及び22年の実績を踏まえ設定する必要はないか。

【対応】

国が実施してきた有効回答率を確保することを目標として設定している。民間事業者による実績は平成21年及び22年の2回分であるが、21年については、厚生労働省の職員が督促を一部実施しており、民間事業者単独での実績は22年のみであることから、民間事業者の実績を蓄積した上で、改めて目標設定の変更を検討することとした。

【論点】

新たに設定した「個票審査業務」に係る質の内容は妥当か。

【対応】

「個票審査業務」については、調査結果の質に影響を及ぼす重要な業務であることから、その確実な実施を確保するため、定性的な質として、「厚生労働省が貸与する個票審査要領に基づき、回収した調査票の審査を行い、未記入又は誤記入のあった項目については、調査客体に疑義照会し、調査票の記入訂正を行うこととし、厚生労働省の審査によって指摘を受けないようにすること」と設定した。

○ 情報の開示について（実施要項34～40頁）

【論点】

事業の評価を踏まえ、事業実績のない民間事業者においても実施状況を踏まえた工夫（企画書の提案）が可能となるよう、実施状況について十分な情報開示がなされているか。

【対応】

平成21年度業務における受託事業者の実施体制や督促の方法、個票審査・疑義照会の件数等、業務の実施に必要な情報を適切に情報開示した。

○ その他

実施要項作成の指針や他の統計調査業務の実施要項の内容を踏まえ、業務の引継ぎや民間事業者との連携について明記するとともに、「落札者決定に当たっての評価項目」について得点配分の変更を行うなど、現行事業の実施要項から内容の充実を行った。また、事業の評価の時期及び評価のための実施状況等の提出時期を明記した。

以上